


申請に必要な書類

1. 介護保険負担限度額認定申請書（裏面の記載例を参考にしてください。）
2. 同意書（金融機関等への残高証明のための同意書）
3. 預貯金等の資産の額を証する書類

通帳の写し	すべて（本人及び配偶者）の口座の表紙及び最終記帳ページ等（最後に記帳してから2か月以内のもの）	 <p>町では必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。</p> <p>また、不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減に加え2倍の加算金（負担軽減額と併せ3倍）の納付を求めることがあります。</p>
現金	申請書に金額を記入	
有価証券	証券会社や銀行の口座残高の写し等	
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等	
投資信託	銀行、信託会社、証券会社等の口座残高の写し等	
負債（住宅ローン等）	残高証明書等	

平成28年8月から介護保険負担限度額認定の判定に非課税年金収入も含めます。



～変更点～

※平成28年8月から利用段階の判定に非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定します。

※平成27年8月から、本人および配偶者の所有する預貯金額も申請要件に加えられます。

※令和3年8月から第2段階のとき

1. 配偶者がいない場合は、本人の預貯金の合計が650万円以下であること
2. 配偶者がいる場合は、本人と配偶者の預貯金の合計が1,650万円以下であること

※令和3年8月から第3段階①のとき

1. 配偶者がいない場合は、本人の預貯金の合計が550万円以下であること
2. 配偶者がいる場合は、本人と配偶者の預貯金の合計が1,550万円以下であること

※令和3年8月から第3段階②のとき

1. 配偶者がいない場合は、本人の預貯金の合計が500万円以下であること
2. 配偶者がいる場合は、本人と配偶者の預貯金の合計が1,500万円以下であること

介護保険負担限度額（1日あたり）一覧表

利用者負担段階	負担軽減の対象となる場合								対象外の場合	
	第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階	
	生活保護世帯 世帯全員（世帯分離の配偶者を含む）が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者		世帯全員（世帯分離の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人		世帯全員（世帯分離の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人		世帯全員（世帯分離の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円を超える人		第3段階まで以外の人	
食費	施設入居者	ショートステイ利用者	施設入居者	ショートステイ利用者	施設入居者	ショートステイ利用者	施設入居者	ショートステイ利用者	施設入居者	ショートステイ利用者
	300円		390円	600円	650円	1,000円	1,360円	1,300円	1,445円	
居住費	多床室		370円		370円		370円		855円	
	個室		820円		1,310円		1,310円		2,006円	

豊頃町福祉課介護保険係 TEL574-2214